

最高裁秘書第5454号

令和元年11月18日

林弘法律事務所

弁護士 山中 理 司 様

最高裁判所事務総長 中 村

慎



司法行政文書開示通知書

10月17日付け（同月18日受付，第014369号）で申出のありました司法行政文書の開示について，下記のとおり開示することとしましたので通知します。

記

1 開示する司法行政文書の名称等

令和元年10月18日付け司法研修所事務局長事務連絡「修習給付金の支給等について」（片面で2枚）

2 開示の実施方法

写しの送付

令和元年10月18日

令和元年度（第73期）司法修習生採用選考申込者 各位

司法研修所事務局長

修習給付金の支給等について（事務連絡）

法曹となる人材の確保の推進等を図るため、司法修習生に対し修習給付金を支給する制度の創設等を行うことを内容とする裁判所法の一部を改正する法律（平成29年法律第23号）が平成29年11月1日から施行され、司法修習生には、その修習のため通常必要な期間として最高裁判所が定める期間、修習給付金が支給されます（裁判所法67条の2第1項）。修習給付金の種類は、基本給付金、住居給付金及び移転給付金があり（同条2項）、基本給付金として一律月額13万5000円が支給されるほか、所定の要件を満たす場合には、月額3万5000円の住居給付金や最高裁判所が定める額の移転給付金も支給されます。

前記改正に先立つ平成28年12月19日、法務省、最高裁判所及び日本弁護士連合会の三者間において、法務省は、修習給付金制度の導入に合わせ、司法修習の確実な履践を担保するとともに、司法修習を終えた者による修習成果の社会還元を推進するための手当てを行うなどの制度方針に沿って裁判所法の改正に向けた作業を進めること、法務省、最高裁判所及び日本弁護士連合会は、新制度の円滑な実施に最大限協力するとともに、新たな制度の導入後は同制度について継続的かつ安定的に運用していくこと等が確認されており、前記改正はこの法曹三者による合意を受けて行われたものです。

司法修習生は、修習給付金の支給を受ける一方、修習を継続することが困難である事由として最高裁判所の定める事由があると認められるときは罷免の処分を（裁判所法68条第1項）、司法修習生たるに適しない非行に当たる事由として最高裁

判所の定める事由があると認められるときは罷免、修習の停止又は戒告の処分を受けることとなります（同条第2項）。したがって、例えば、犯罪行為に該当すると思料される行為があった場合はもとより、交通違反や交通事故、情報セキュリティ対策違反、守秘義務違反、無許可の兼職・兼業、セクシュアル・ハラスメント等の非違行為があった場合には、罷免、修習の停止又は戒告の処分や注意の措置を受けることがあります。また、司法修習を終えた後に修習の成果を社会に還元することができるよう、高い識見と円満な常識を養い、法律に関する理論と実務を身につけ、裁判官、検察官又は弁護士にふさわしい品位と能力を備えるように努めなければなりません。

ついては、このような新たな制度の趣旨を適切かつ十分に理解して、修習に励んでください。